

令和6年(2024年)第7回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月29日(月)午後1時25分から午後2時00分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志		
会長職務代理者	8番	大野 智美		
委員	1番	大田 和広	2番	佐々木 淳
	3番	高橋 洋	4番	大橋 敏範
	5番	倉下 きよみ	6番	久保 正人
	7番	笹塚 成之	9番	長井 修
	10番	佐藤 寛樹	11番	山崎 常雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第1号 農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について

第5 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用について

第6 報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について

第7 報告第4号 農業経営改善計画の認定について

第8 報告第5号 農用地利用関係の調整結果について

第9 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第10 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第11 議案第3号 土地の現況証明願出について

第12 議案第4号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年、第7回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

1番 大田和広君、2番 佐々木 淳 君を

指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和6年、第6回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地転用許可後の工事進捗状況報告の受理について」の件

日程第5、報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用について」の件

日程第6、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件

日程第7、報告第4号「農業経営改善計画の認定について」の件

日程第8、報告第5号「農用地利用関係の調整結果について」の件

を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読と説明】

2件の報告があり、7月に完成報告を受理したので報告いたします。

1番は7月1日に、2番は7月9日に完了報告が提出されました。

1番は農地法第5条申請で保管・加工・貯蔵施設の建設とされておりました。

2番は農地法第4条申請による転用で農家住宅の建設となっておりました。

2番は完了から時間が経過しておりますが、受理いたしました。

1番の位置図を5ページに完成写真を6ページから7ページに添付しております。

2番の位置図を8ページに完成写真を9ページに添付しております。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

本件は5条転用許可案件に該当する事案ではありますが、土地収用法第3条の収容適格事業と判断いたしました。

この収容適格事業については、土地収用法第3条第1項第7の2号に規定する「独立行政法人鉄道建設・運輸施設支援機構が設置する鉄道の用に供する施設」であり、同項第35号の「機構が行う事業のために欠くことができない通路、土砂の捨場、資材の置場、その他の施設」に該当することから許可不用案件と判断しました。

判断するにあたり、事業の内容はもとより申請者が、この独立行政法人鉄道建設・運輸施設支援機構から適正な業務委任を受けているかが重要な事由となります。

申請書に添付された資料及び説明を受けたところ、申請はこの支援機構の北海道新幹線建設局長が行い、建設局長は支援機構の内部規定によって業務委任されていることがわかりましたので受理いたしました。

事業の概要は16ページに添付の図面をご覧ください。図面の左手前、第二カシュンベツ川を挟んだ函館方面の四角く囲った付近の地下25メートルに存在する推定直径1メートル以上の硬質な巨礫を地上に掘出し現況を復帰させる作業を約1年程度かけ行う計画としています。

この巨礫には、今年4月に遭遇し、シールドマシーンによって掘削できないため現在も作業は停止している状況と説明されました。

位置図は12ページに、事業計画の行程やそのほか事業計画の資料を13ページから18ページに添付しております。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読と説明】

2件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、20ページから21ページに番号順に添付しております。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読と説明】

農業経営改善計画に9件の協議があり、総会にかける時間の余裕がなかったことから、会長専決処分といたしました。

9件全て継続されるものです。

内容については適正であると認められるものでした。

詳細な計画内容について、計画書を23ページから58ページに番号順に添付しております。

以上で、報告第4号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第5号の朗読と説明】

令和6年4月3日に申出を受け、令和6年7月19日に農用地利用関係調整委員会を開催し利用調整を行いました。

金額はご覧のとおりで、支払期限は8月31日までとなっています。

60ページに図面を添付しております。

以上、報告第5号の説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第5号を報告済とします。

日程第9、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

本件はニセコ町有地のニセコ高等学校の農地に、ニセコ町が教員宿舎を建設するもので、建設後1年間は生徒の寄宿舍としての利用を計画する建物及びその周辺付帯施設を建設する計画です。

転用面積は2,924.8平方メートルで、3,000平方メートルを下回ること、申請地の農地区分が第3種農地であることから北海道農業会議への意見聴聴取の必要はありません。

転用後の土地利用については、共同住宅、駐車場、接続道路、通路、堆雪スペース等となっており、適切な利用計画と判断いたしました。

また代替え用地についても他に利用できる用地は無い状況となっております。

農地法第4条調査表を62ページから65ページに、位置図及び周辺農地の図面等を66ページから67ページに、敷地や建物の詳細図面等を68ページから75ページに添付しています。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第10、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

事務局

本案については、所有権の移転が1件で19,834㎡でこれは報告第5号で報告した事案です。さらに権利の継続設定が1件29,544㎡です。

番号1は、権利の移動で金額は3,000千円となっております。

調書を79ページに図面を81ページに添付しております。

番号2番は、継続して権利設定する貸借の計画です。契約内容は、従前契約と同じ設定となっております。

調書を80ページに図面を82ページに添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第11、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

事務局

7月11日に現地確認を行いました。

3件2地区3筆についてご協議をお願いします。

番号1番と2番は、10年以上耕作が行われておらず、この度非農地証明願いが出されたものです。

3番は令和元年に非農地通の発行が行われていましたが、所有者の都合により非農地証明願いが出されたものです。

1番の置図と現況の写真を85ページから87ページに、2番の置図と現況の写真を88ページから90ページに、3番の置図と現況の写真を91ページから93ページに添付しています。

以上で議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、当番委員より、補足説明をお願いします。

○番

○番です。

現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、7月11日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

83ページにあります一覧表記載の番号1番です。

ここは10年以上耕作が行われていない場所で、柳、ハン、シラカバ等、雑木の進入が著しい状況となっていました。イタドリやススキなどの雑草も著しい状態です。農地として復元し利用することは、困難であるため、農地以外と判断することが適当であると思われました。

番号2番です。

ここは10年以上耕作が行われていない場所で、ヨモギ等の雑草が生い茂り、しっかり根を張った状態となっていました。北側からはイタドリや笹の進入が確認でき、農地として復元し利用することは、困難であるため、農地以外と判断することが適当であると思われました。

番号3番です。

ここは令和元年に非農地通知を発行済みとなっている土地でしたが、所有者様の都合により令和6年6月に現況証明願いが出されたものでした。

非農地通知後、使用等の様子もなく、願出地に立ち入ることが難しい程柳やハン、シラカバ等雑木が進入し10数メートルの高さに成長し更に、イタドリなどが生い茂っている状況でした。現地内への立ち入りも困難な状況となっており、農地として復元し利用することは、現状では困難であるため、農地以外と判断することが適当であると思われました。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第3号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第12、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第4号の朗読と説明】

事務局

2件について主任委員と委員を指名いたします。
本件は、昨年7月の農業委員改選前、令和4年11月とその翌年令和5年2月に提出されたあっせん申出に対する指名です。改選によって委員や委員の地区担当に変更が生じていることから今回改めて指名することとしました。
指名にあたり、あっせん対象農地の所有者居住地が字本通であることから、市街地区を担当する委員を主任に、あっせん対象農地の地区を担当する委員を委員に指名するものです。
図面は1番を96ページ、2番を97ページに添付しました。
以上で、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年7月29日、第7回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年7月29日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 1 番 大 田 和 広

署名委員 議席 2 番 佐々木 淳